

自動車損害賠償保障法

1 . 案内情報

- 手続名 : 共同プール事務に関する規約の届出及び変更の届出
手続根拠 : 自動車損害賠償保障法第28条の4第2項
手続対象者 : 自賠償保険（共済）事業に参入している保険会社（組合）
提出時期 : 共同プール事務に関する規約を作成又は変更したとき。
提出方法 : 自動車交通局保障課に提出。
手数料 : なし。
添付書類・部数 : なし。
申請書様式 : 指定なし。
記載要領・記載例 : 自動車損害賠償責任保険および自動車損害賠償責任共済共同プール規約（平成8年12月1日）を参照のこと。

2 . 窓口情報

- 提出先 : 自動車交通局保障課03 - 5253 - 8111
(内線41413)
受付時間 : 提出先にお問い合わせください。
相談窓口 : 提出先に同じ。

3 . 手続情報

- 審査基準 : なし。
標準審査期間 : なし。
不服申立方法 : なし。